

白鷹町生活応援券の配布について

【問い合わせ】商工観光課商工振興係 ☎ 87-0696

物価上昇の影響を受けている町民の皆さまの生活支援と消費喚起を目的として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、白鷹町生活応援券（商品券）を町民の皆さまにお配りします。

使用開始日 令和8年3月14日（土）

【対象者】

基準日（令和7年12月31日）において白鷹町に住民登録をされている方
ただし、基準日以降に生まれた新生児の方も対象とします。

※事前申し込み不要です。

【配布内容・方法】

1人あたり10,000円分（1,000円×10枚）の応援券を、世帯ごとにゆうパックにて発送します。

※配送の都合上、宛名はカタカナ表記となります。

※ゆうパックは、配達員から対面でのお渡しとなります。

※2月中旬から使用開始日までの間に順次、町民の皆さまへの配達を予定しています。

※配達ルートによっては同じ地域でも配達時期に差がありますので、あらかじめご了承ください。

※基準日以降に生まれた新生児の方の応援券は、3月下旬以降に配布します。

【不在時の対応】

配達の際に不在の場合は、不在連絡票が投函されます。郵便局へ再配達を依頼し、期日内に受け取ってください（土日祝日は郵便局窓口で受け取ることができません）。

なお、同居していない親族の方は郵便局から受け取ることができません。この場合の受け取り手続きについては、商工観光課商工振興係へお問い合わせください。

【使用できるお店】

応援券に同封する「取扱事業所一覧」または町ホームページでご確認ください。

【使用できる商品など】

取扱事業所での商品購入やサービス提供に使用できますが、一部使用できない商品等もありますので、詳しくは応援券の裏面でご確認ください。

※応援券は、おつりが出ませんので1,000円以上のお支払いの際にご利用ください。

冬の生活応援事業（追加支援）について

冬の暖房費など生活支援のための助成金 5,000 円を支給しておりますが、物価高騰による対象世帯の負担を軽減するため、今年度に限り 5,000 円を追加支給します（助成金合計 10,000 円）。

●対象世帯

令和7年11月1日現在で白鷹町に住民票があり、世帯全員の令和7年度町民税が非課税で、次のいずれかに該当する世帯のうち、すでに 5,000 円を受給した世帯

- ① 65 歳以上（昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれ）の方のみの世帯／② 重度心身障がい者医療証交付世帯
- ③ 児童扶養手当受給世帯／④ 準要保護認定世帯／⑤ 東日本大震災の避難世帯として避難者登録をしている世帯

※世帯の全員が、施設入所や長期入院、他の親族の家に移る等により冬期間不在となる世帯や、生活保護受給世帯は助成対象となりません。

●追加支給額 1 世帯につき 5,000 円

●手続き すでに 5,000 円を受給した世帯には、お知らせの上、同じ口座へ振り込みます。

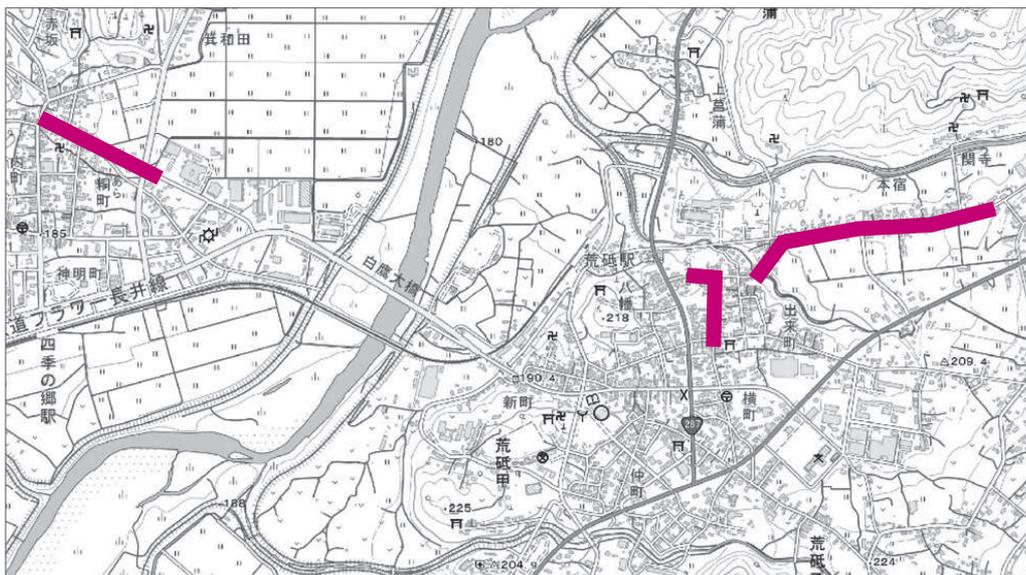
●その他

- ▶ 助成対象となる可能性がある世帯には、12 月に申請書を送付しています。対象となるかどうかご不明な場合は、担当までお問い合わせください。
- ▶ 先に案内している 5,000 円の申請期限は、2 月 27 日（金）です。

【問い合わせ】健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111

側溝に雪を流さないでください！

町内で投雪できる流雪溝は、図の3箇所（赤線）のみとなっています。冬季間の一般的な道路側溝は流水量が少ないため、投雪しても流れて行かず、投げた雪が道路側溝や集水桝に詰まり、路面に水があふれ出し、車両や歩行者、地域にお住まいの方々に迷惑をかけてしまいます。過去に床上浸水したケースもあります。流雪溝以外への投雪は、絶対におやめください。



【問い合わせ】建設課維持係 ☎ 85-1819